

さっぽろ元気プランの確定について

施政方針「さっぽろ元気ビジョン」を実現するための3つのプラン(総称<さっぽろ元気プラン>)のうち、まちづくりの方向や目標を定めた「札幌新まちづくり計画重点事業編」につきましては、9月に確定し公表しておりましたが、このほど、新しい時代における市民と行政の役割や関係を再構築していくため、行政の取り組むべき方向性を示す「市民自治推進プラン」、また、市役所がどう変わっていかなければならないのかを示す「市役所改革プラン」、これら2つのプランにつきましてもパブリックコメント制度による市民の皆さんのご意見や市議会での議論を踏まえて確定いたしました。

そして、市役所改革プランにある財政の改革をより具体化し、「持続可能な財政構造への転換」を図るため、事務事業の総点検結果を反映させた「財政構造改革プラン」も同様に確定いたしましたので、あわせて公表いたします。

これで、「さっぽろ元気プラン」を構成する3つのプランがすべて出揃いました。

今後は、元気あふれる札幌のまちづくりに向け、さらに、取り組みを本格化させていただきますが、そのためには、まず庁内におきまして、それぞれのプランの策定に向け、ご提言をいただきました市民会議の委員をはじめ、市民の皆さんの思いを職員一人ひとりがよく理解し、プランの浸透を図っていきます。そして、実行に移していく段階におきましても、市民の皆さんに十分に情報を提供し、皆さんのご意見や思いをしっかりと受け止め、課題の克服のために、「市民と共に考え、共に悩み、共に行動」しながら取り組みを進めてまいります。

1 パブリックコメントの実施状況

(1) 意見募集期間

平成16年10月5日(火)～同年11月4日(木)

(2) 意見提出者、意見件数

プラン名	意見提出者(団体を含む)	意見の件数
市民自治推進プラン	15人	37件
市役所改革プラン	10人	55件
財政構造改革プラン	192人	249件
合計	延べ217人	341件

(3) 多く寄せられた意見

プラン名	プランの該当部分と意見
市民自治推進プラン	「市民との協働」「地域活動の支援」に対する町内会・まちづくりセンターに関する意見

市役所改革プラン	「市役所改革の具体的な取組」「市役所経営資源の改革」に関する意見
財政構造改革プラン	「財政構造改革の視点と平成 18 年度までの取組項目」「市民サービスに影響のあるもの」に関する意見

2 プラン(案)からの主な変更点

(1) 市民自治推進プラン(詳細は同プラン 38 ページ)

プランの該当部分	意見要旨等	プランの変更内容
情報の共有 ~12ページ~	広報の「分かりやすさ」と同時に、その内容の「正確さ」「正しさ」を特に求めたい。この点を強調するため、文言の挿入、訂正をお願いする。	「行政から市民への情報(伝えたいこと)提供の充実~知らせたいことが確実に伝わるように~」の説明文に「正確な内容」という表現を追加します。
市民意見の政策反映 ~26ページ~	政策立案段階における市民の優秀な提言を吸収できる仕組み(機会)があるべきである。 各段階での市民意見を反映させることが大事だが、そのガイドライン的なものを作成し、自治基本条例づくりに反映させることが大切と考えるが作る考えはあるのか。(議会)	より効果的に市民意見を政策に反映させるため、合意形成手法の調査研究を行うこととしておりますので、その中で「具体的な実現政策を市民が公式に提言する機会」も含め検討してまいります。 また、調査研究成果を活用していくことを明確にするため、「効率的・効果的な合意形成手法の調査研究」の説明文の『事例集』を『手引き』に改めます。
市民との協働推進及び重点課題 ~32ページ~ ~33ページ~	プランの重点課題を本気で実現させようとするなら、大胆な人事(職員の意識改革等) 連合町内会に依存している数々の事業の見直しを盛り込むべき。	職員の意識改革については、地域のまちづくりのコーディネートを行うための職員研修をすでに盛り込んでおりますが、これをより明確にするため、重点課題の取り組みにも「人材育成」を追加します。 また、「地域課題解決のための支援」の中に「連合町内会等への依頼事項の見直し」を追加します。

(2) 市役所改革プラン(詳細は同プラン 37 ページ)

プランの該当部分	意見要旨等	プランの変更内容
改革の趣旨と背景 ~2ページ~	市役所改革プラン(案)は、市長の選挙公約や施政方針「さっぽろ元気ビジョン」の具体化と認識している。市長の公約との関係を明確	施政方針「さっぽろ元気ビジョン」に脚注を入れ、選挙公約と市役所改革プランの関係を明確にします。

	に述べるべき。	
市民サービスの改革 ～15ページ～	個人情報の取り扱いについては情報保護教育を徹底すべき。	主な取組項目に「セキュリティポリシーの徹底」を追加します。
コミュニケーションの改革 ～18ページ～	主な取組項目の「数値化して伝える習慣を」の説明にスピード感の表現も必要。	「迅速・タイムリーに」という表現を追加します。

(3) 財政構造改革プラン(詳細は同プラン 35 ページ)

プランの該当部分	意見要旨等	プランの変更内容
財政構造改革の視点と平成18年度までの取組項目 ～11ページ～	「官」の意味が分かりづらい。	「官」を「行政」と変更し、「行政でなければできない事務事業以外は、民営化・民間委託を積極的に進めます。」という表現に変更します。
同 ～14ページ～	公共工事のコスト縮減の取組をすべき。 (議会)	平成16年度末には、工事コスト縮減計画を策定することをプランに盛り込みます。
同 ～18ページ～	市税などの滞納額圧縮のために本部を設置すべき。 (議会)	市税や国民健康保険だけではなく、その他の歳入についても、滞納対策などに関するノウハウを組織横断的に共有するなどして収入の確保に努めることをプランに盛り込みます。
同 ～20ページ～	他に受益者負担の適正化について検討しているものがあれば、盛り込むべき。 (議会)	新たな受益者負担の設定の項目中に、現在検討している「駐輪場に係る整理手数料」を加えました。

3 プランの周知

(1) 市民への周知

広報さっぽろやホームページなどで、広く市民の皆さんにお知らせします。

プランの公表

今回公表する市民自治推進、市役所改革、財政構造改革の3つのプランについて、次のとおりホームページや印刷物により公表します。

【ホームページ】

12月17日(金)から、市のホームページでもご覧いただけます。

市民自治推進プラン <http://www.city.sapporo.jp/shimin/jichi/>

市役所改革プラン http://www.city.sapporo.jp/suishinshitsu/kaikaku_plan/

財政構造改革プラン <http://www.city.sapporo.jp/zaisei/kohyo/>

【印刷物】

配布月日 平成 16 年 12 月 20 日(月)から

配布場所 各区役所

各まちづくりセンター 平成 17 年 1 月 4 日(火)から

市政刊行物コーナー(市役所 2 階)

市民局地域振興部区政課市民自治担当(市役所 13 階)

市役所改革推進室(市役所 9 階)

財政局財政部財政課(市役所 11 階)

財政構造改革プランの確定にあわせて、昨年度発行した「さっぽろのおサイフ」の改訂版をつくりました。内容としては、市民の皆さんに市の財政状況を簡単にご理解いただくため、決算を家庭の家計に例えたり、イラストや身近な用語を使って、このままだと市の財政がどうなるのか、今後何をしていく必要があるのかなどを、分かりやすく解説しています。

12 月 17 日から、区役所などで配布、市のホームページでも公開します。

【広報さっぽろ】

1 月号に特集記事を掲載します。

出前講座の実施

これらのプランについて、職員が地域に出向き、分かりやすく説明する「出前講座」をご希望により実施します。対象は札幌市内に在住、在学、在勤するおおむね 20 人以上が参加予定の町内会、サークル、PTA 等の団体やグループです。

(詳しくは、下記のお問い合わせ先まで)

(2) 庁内への周知

各プランを確実に実行に移していくため、次のとおり庁内での周知を徹底します。

各プランについて全庁説明会を開催

局長会議等の機会を利用しての動機づけ

庁内版「出前講座」の実施

庁内イントラネットにより、トップ層から個々の職員へメッセージを送付

など

<お問い合わせ先>

総括、市役所改革 市役所改革推進室 電話 211-2061 担当：高橋、富樫

市民自治 市民局地域振興部区政課 電話 211-2252 担当：川畑、成澤

財政構造改革 財政局財政部財政課 電話 211-2212 担当：新谷、石川

共に考え、共に悩み、共に行動するために

～ 札幌市市民自治推進プラン～

1 目的

- ・地方分権の流れや国と地方の財政状況の悪化
- ・市民意識の多様化による行政運営の限界と、市民活動の広がり



「社会環境の変化に対応した自治体運営のしくみが必要」

・今後、財政状況がますます厳しくなる中、自分たちのまちづくりで何を大事にし、優先していくのか、自分たちが一番大事だと思うことはこれだと合意を形成し、市民自身が選択していかなければならない。

こうしたことから、市民とその代表である議会、行政が力を合わせて市民自治を実現するためのしくみやルールが必要である。 自治基本条例検討に向けた市民論議を進める



現在、「自治のルール、みんなでつくろう！」委員会(市民自治を進める市民会議)で、札幌の自治のしくみやルールを定める自治基本条例の検討を進めている。今後、市民の代表である議会とともに、札幌のまちをよりよいものとしていくしくみをつくるにあたって、まずは行政として、5月に受けた「市民自治を考える市民会議」からの提言内容を踏まえ、具体的な取り組みを実行していくためプランを策定。

2 視点と重点課題

(1) 視点

個々の基本施策(次の3で説明)を進めていくうえで留意すべき2つの視点を設定
すべての人が参加できる環境づくりと多様な主体への配慮

すべての人が無理なく参加できるよう情報や市民参加機会を提供し、その上で多様な主体の個々の特性に応じた適切な配慮を行う。

市民自治を広げ深める

市政への参加や市民主体の活動を広げると同時に市民の力を活かし協働の取り組みを進めていく。

(2) 重点課題

プラン期間内(平成18年度まで)に重点的に取り組むべきことを設定

「多様な主体が身近な地域で市民自治を実践できる環境づくりと、地域で合意を形成しそれを市政運営に反映させるしくみづくりを進める」

3 基本目標と基本施策

5月に受けた前市民会議からの提言をもとに、3つの基本目標を設定し、具体的取り組みを進めていく。

(1) 情報の共有(市民自治の前提として)

行政から市民への情報(伝えたいこと)提供の充実

- ・行政から発信した情報が理解されたかどうかアンケート調査やヒアリングを行い、参加者・利用者の視点から内容や手法を改善する。
- ・市政参加機会に関する情報を整理・集約しホームページなどで提供する。

市民の市政情報(知りたいこと)入手の充実

- ・ 広聴制度等に寄せられる市民の声を集積し、市民の知りたい情報を把握して、分かりやすく提供する(コールセンター・よくある質問検索サービスの充実)など。

市民と行政の情報交流・共有の推進

(2) 市民意見の政策反映(対話を通じて共に考え、悩む。評価し改善する)

広聴制度の充実

- ・ 窓口等に寄せられた市民からの提案・意見のうち主なものについて、事業への反映や検討状況などを公表する。

計画や事業の各段階における市民意見の把握と反映

- ・ 市民意見を求める場合、より効果的に市民論議を深めるため、事前の資料配布や勉強会を実施するなど学習機会を設ける など。
- ・ より効果的に市民意見を政策に反映させるため、合意形成手法の調査研究を行い、手引きを作成する。

(3) 市民との協働推進(主体的活動を支援し、共に行動する)

市民活動の支援

- ・ 市民活動サポートセンターを核とした支援策の充実

地域活動の支援

- ・ まちづくりセンター、区の機能強化 など

市民との協働推進

4 推進体制

市長、副市長等による経営改革会議が、進行管理を行う。

各局区においては毎年策定する局区実施プランの中で、本プランの内容を踏まえて取り組みを計画し、実施する。なお、局区実施プランで方針を示す前であっても、可能なものは積極的に取り組んでいく。

また、プラン進行状況などを外部の目からチェックする(市民自治を進める市民会議や市民アンケートなど)。

5 このプランの特徴

公募の市民委員を中心とする市民自治を考える市民会議からの提言を踏まえて策定
市民主体のまちづくりを実現するためには、どのような市民参加のあり方が必要なのか、市民の視点を生かしながら、各委員が日頃から感じている・考えていることをもとに、市民参加の現状、取り組むべき課題、具体的提案を提言いただいた。

局区実施プランによる明示

「局区実施プラン」で、当該プランを参考とし、各局区が取り組むべきことをまとめ、取り組む。

いつどこが実施するかを明示

取り組みの進み具合が明確になるように関係する局名などを示した。

お問い合わせ先

市民局 区政課 市民自治担当

電話 211-2252 川畑、成澤

市民のために！挑戦する市役所

～ 札幌市市役所改革プラン ～

1 改革の必要性和目指す姿

- ・市民に改革の努力が伝わらず、市民と市役所の距離感からくる市役所に対する不信
- ・長引く景気の低迷と「三位一体改革」の影響による極めて厳しい財政状況
- ・市民自治が息づくまちづくりを進めるために、市民と行政との新たな役割分担が求められている現状



市民の目に見える形で市役所改革を進め、市民と市役所との信頼関係を構築し、あわせて、取り巻く環境に的確に対応できる市役所の構造改革を目指す。



新しい時代に向け、市役所を変革していくために全職員が一丸となって重点的に取り組むべき項目を定める。

2 改革の視点

- (1) 市民と市役所との信頼関係を構築していく視点
- (2) 市民感覚を重視する視点
- (3) 民間の手法を生かす視点
- (4) 危機意識を共有していく視点
- (5) 改革を徹底実行し継続する視点

3 改革の柱

重点的・戦略的に市役所改革を進めていくため、次の4つの柱に沿って市役所改革に取り組んでいく。

その際には、仕事のスリム化・スピード化と市民サービスの向上（「3つのS」）を常に念頭に置くとともに、「市民のために！挑戦する市役所」を職員の行動マインドにして市役所を改革していく。

(1) 市民サービスの改革

窓口や施設などのサービスや市民に対する職員の接遇の向上など、市民の目に見えるサービスの改革に取り組む。

窓口型サービスの改革

全庁的な接遇の向上、声を聞く仕組みの導入、など

施設型サービスの改革

施設サービスに携わる職員の接遇の向上、施設の用途変更や利用資格の制限緩和、など

ネット型サービスの改革

情報通信ネットワークを利用した窓口サービスの充実、など

(2) コミュニケーションの改革

コミュニケーションは市民志向の原点と位置付け、市民と市役所、市役所内でのコ

コミュニケーションの改革に取り組む。

市民と市役所とのコミュニケーションの改革

コミュニケーションの必要性・重要性の認識を徹底、「知りたい人」へ「知りたいこと」を的確に提供、対話型コミュニケーションを充実、など

市役所内でのコミュニケーションの改革

横断的な情報共有の推進、など

(3) 市役所経営資源の改革

市民の求める職員像、財政の健全化を目指し、人の育成と財政の改革に取り組む。

人の改革

人物重視の職員採用方法の検討、目標管理的人事評価手法の導入、人事異動サイクルの見直し、など

財政の改革

市役所の徹底した内部努力を前提に歳入・歳出全般にわたる見直しを実施、常に透明性を保って説明責任を果たすとともに市民生活に特に大きく影響する事柄は市民議論を尽くして実施、具体的な内容は財政構造改革プランを策定しその中で示す、など

(4) 市役所組織の改革

縦割り組織の解消や質の高いサービス提供のためのマネジメントの強化を目指し、組織の体制と運営の改革に取り組む。

組織体制の改革

市民の視点からの組織編成、横断的課題に対応した組織体制、区役所の機能強化、など

組織運営の改革

あらゆる分野での経営管理サイクル（PDCA サイクル）の確立、など

4 推進体制

このプランが「言葉だけの改革」「文書だけの改革」に終わらないよう、市長、副市長等による改革の本部が、強力かつ迅速な改革を実現させる。また、改革の進行状況などを外部の目からチェックする外部評価の仕組みを導入する。

5 このプランの特徴

公募の市民委員を中心とする市役所改革市民会議からの提言を踏まえて策定

市民の目線、市民の市役所に対する課題意識から改革の必要性、改革の方向性を検討

総花的・網羅的ではなく、重点的に取り組む事項にポイントを絞る。

その他の取り組むべき事項も含めて、さっぼろ元気プランの局区別実施計画となる「局区実施プラン」に掲げ、一体的に取り組む。

いつどこが実施するかを明示

取り組みの進み具合が明確になるように工程を示した。

お問い合わせ先 市役所改革推進室 電話 211-2061 高橋、富樫
--

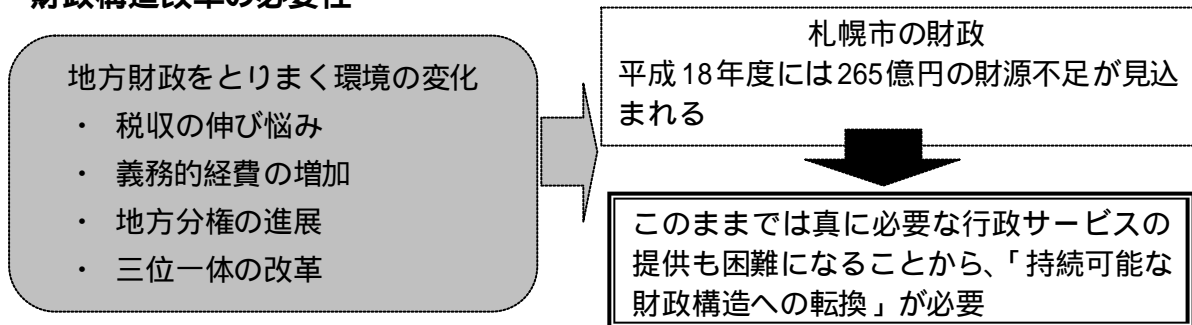
持続可能な財政構造への転換を目指して

～ 札幌市財政構造改革プラン ～

1 目的と位置付け

- ・ 「市役所改革プラン」に掲げられている「持続可能な財政構造への転換」を図るための指針
- ・ 平成 18 年度までについては、中期財政見通しにおいて見込まれる収支不足 265 億円の解消と新まちづくり計画に位置付けられた事業などの財源確保のための取組を盛り込み
- ・ あわせて、持続可能な財政構造への転換に向け、平成 19 年度以降における中長期的な取組についても整理

2 財政構造改革の必要性



3 財政構造改革の目指すべき姿

- ・ 時代に対応した財政運営・・効果的で効率的な財政運営
- ・ 分権時代にふさわしい自立した財政運営・・自主的・自立的な行政運営の基盤づくり
- ・ 将来世代への責任を果たす財政運営・・将来に過度の負担を残さない財政運営

4 財政構造改革の視点と平成 18 年度までの取組項目

「歳出構造の改革」と「財政基盤の強化」により実施

・「歳出構造の改革」

内部努力によるもの・・事務事業(事務費など内部効率化)、人件費、企業会計繰出金の見直し

事業の選択と集中・・臨時的経費、公共事業の見直し

市民の皆さんに影響のあるもの・・事務事業(サービス水準など)、団体補助金の見直し

・「財政基盤の強化」

地方税財政制度の検討、税源の涵養、収入率の向上等(市税、国民健康保険料)受益者負担の適正化、財産・基金の有効活用

18 年度までの取組にあたっての考え方

- ・ まずは徹底的な内部努力でコスト縮減
- ・ 次に臨時的経費や公共事業は、総量を抑制するとともに重点化
- ・ その上で、市民の皆さんに協力をいただき、サービス水準や受益者負担を見直し

平成 18 年度までの具体的な取組項目

(単位 億円)

項 目	効果額	主な取組項目
内部努力によるもの	81	
事務事業見直し(内部効率)	33	一般事務費の節約や、施設の保守レベル見直し、光熱水費の見直し など
人件費の見直し	31	清掃事業・給食調理業務等の委託化拡大、給料及び手当の見直し など
企業会計繰出金の見直し	17	各会計における経営効率化 など
事業の選択と集中によるもの (臨時的経費・公共事業の見直し)	105	臨時的経費や公共事業の各年度20%削減(一般財源ベース)(特に重点化する事業を除く)
市民の皆さんに影響のあるもの	70	
事務事業見直し (サービス水準など)	35	敬老優待乗車証・すこやか健診・がん検診・医療助成・道路や公園の清掃などの見直し
団体補助金の見直し	1	見直し対象団体 146団体
受益者負担の適正化	34	保育所保育料・市営住宅使用料・高等学校授業料・家庭ごみ処理手数料・事業系ごみ手数料・道路占用料 など
財産・基金の有効活用	9	売却可能地の売り払い
効果額計	265	

重要な事柄については、市民議論を尽くすとともに、審議会等にお諮りする。

5 平成 19 年度以降における中長期的な検討項目

例：効率的な執行体制と給与水準の適正化、派遣職員見直し、扶助費のあり方、サービス水準の検討、市税のあり方、受益者負担の適正化 など

6 財政運営手法等の改革

予算編成手法の改革

事業評価を活用した予算編成、局・区マネジメント機能の強化とトップマネジメント機能の活用、事務事業見直しインセンティブ制度の推進、予算編成プロセス公開の充実

市債の発行抑制と償還の平準化

- ・ 毎年度の発行額を元金償還額の範囲内とすることを目指す
- ・ 市債を充当して建設した施設の耐用年数と償還年限の一致していないものについて、市債の償還年限を見直す など

ベンチマーク（指標）の設定

中長期的な見地で財政規律を守りつつ計画的な財政運営を行うための指標を設定

お問い合わせ先
 財政局財政部財政課
 電話 211-2212 新谷、石川